

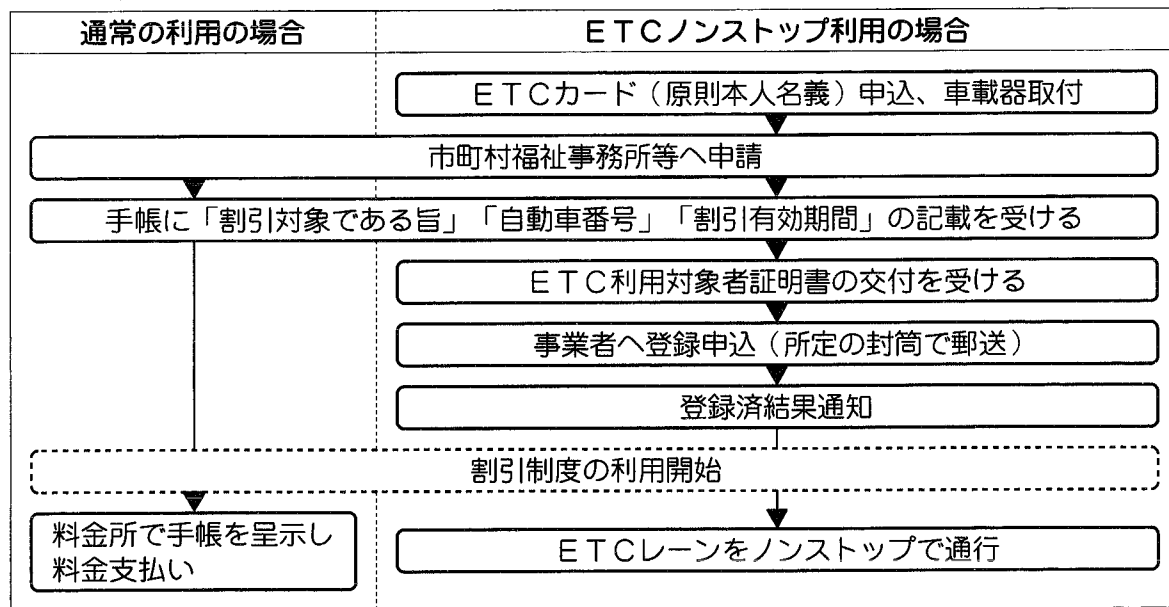
しょうがいしゃわりびきせいで かいせいおよ てつづ あんない
障害者割引制度の改正及び手続きについてのご案内

有料道路における障害者割引制度について、以下のとおり改正することとしましたので、お知らせいたします。

1. 改正概要

- (1) 割引証は廃止し、新たに割引の有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます。）のみで割引適用
（旧制度（割引証と手帳）での通行は、平成16年5月31日までとなりますので、平成15年12月1日以降に全ての方が新規に手続き（右面（1）参照）を行う必要があります。）
- (2) ETCノンストップ走行時の割引適用
（ETCをご利用の方につきましては、平成15年12月1日以降に所定の手続き（右面（1）・（2）参照）を行ってください。）

【ご利用までの流れ】



2. 改正時期

- (1) 手帳のみで割引適用……平成15年12月1日（月）～
- (2) ETCノンストップ走行時の割引適用……平成16年1月20日（火）～
- ※（1）（2）に伴う市町村福祉事務所等での手続きの受付開始は、平成15年12月1日（月）からです。
- ※（2）は、市町村福祉事務所等で手続きを行った後、有料道路事業者が設置する窓口への事前登録が必要となります。
- ※本州四国連絡橋公団については、平成15年度末を目途にETCノンストップ走行のための整備を検討しており、整備と同時に身体障害者等のETC利用時のノンストップ化を開始する予定です。

【事前の手続きについて】

- (1) 平成15年12月1日以降に手帳を管理している市町村福祉事務所等で所定の手続きを行ってください。（ETCノンストップ走行をご利用される方も同様の手続きが必要です。）
- 市町村福祉事務所等での審査の結果、割引の対象であると認められた場合は、手帳に割引対象自動車のナンバー、割引有効期限等を記載いたします。
- ※料金所では、料金所係員が手帳への必要事項の記載の有無・記載内容の確認をさせていただきます。記載事項が要件を満たしていない場合や記載事項を確認させていただけなかった場合は、割引をすることができませんので、予めご了承ください。
- (2) ETCノンストップ走行をご利用しての割引を希望される方は、上記の手続きに併せて障害者割引適用のためのETC利用申請が必要となります。（ETCカード、車載器をお持ちでない方は別途事前にご用意いただく必要があります。）
- ETCノンストップ走行での割引が認められた場合は、市町村福祉事務所等から証明書が発行されますので、その際に渡される所定の封筒に切手を貼付のうえ、有料道路事業者が設置する窓口へ郵送してください。後日、申請された方に直接郵送でETCノンストップ走行時の割引の適用が開始される日を書面にて通知いたします。
- ※通知する日より前にETCノンストップ走行をされますと、割引が適用されず、通常料金をいただくこととなりますので、ご注意ください。
- ※登録されたETCカードと、登録された車載器の組み合わせ以外でのご利用では割引が受けられませんので、ご注意ください。

【ご持参いただくもの】

ETCをご利用しない場合	①手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証） ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ） ④お手持ちの割引証（※必要がなくなりますので返納してください。）
ETCをご利用の場合	①手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証） ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ） ④お手持ちの割引証 ⑤ETCカード（※原則として障害者本人名義のものに限ります。） ⑥登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

【その他】

- 障害者割引の対象となる方、対象となる自動車は現行と同様です。
- ※対象障害者の方お一人につき、一台のみ登録できます。
- ※車種要件等により、登録できない自動車がございます。
 （法人所有車両、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等）